

 <b>JWRC</b> <b>水道ホットニュース</b>	<p>(財)水道技術研究センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215 E-mail <a href="mailto:jwrchot@jwrc-net.or.jp">jwrchot@jwrc-net.or.jp</a> URL <a href="http://www.jwrc-net.or.jp">http://www.jwrc-net.or.jp</a></p>
---	---

## 欧州各国の水と衛生のための国際連帯活動について (その1)

### (はじめに)

最近、日本では「水ビジネス」が注目を浴びていますが、「水道ホットニュース第163-2号(平成21年6月5日)」で紹介したように、欧州ではフランスの「オーディン-サンティニ法」に基づく取組みなどが水道における国際貢献・国際連帯活動として実施されています。

一方、2011年1月20~21日に横浜で開催された第6回IWAワークショップ(主催:IWA、社団法人日本水道協会、横浜市水道局)では、フランスのオー・ド・パリ管理部長であるブルーノ・グエン氏が「フランス及びパリにおける水に関する貢献」と題する発表を行っています。

同氏の発表によれば、「水分野を担っているフランスの公的事業体は、法的な位置付けがない中で国際連帯活動に関わりをもってきた。そのような中、2003年11月にJacques Oudin 上院議員から提出された新法案が、2005年2月9日に可決・施行された。これは、水事業体(Water Agency)が国際協力活動に取り組む権限を与えるものである。そして、地方自治体や公的組織が水・衛生予算から1%を限度として活動に充当することを可能とするものである。2009年現在、同法による付託額は1,320万ユーロ(1ユーロ=112円として、約14.8億円)であり、この金額は(法律の解釈による)理論的に可能な額の10~20%の範囲にある。」とのことでした。

また、2008年9月9日にスペインのサラゴサで開催された「水と衛生のための国際連帯に関する会合」をもとに、「Jacques Oudin」氏が中心となって「水と衛生のための国際連帯-欧州市民の活動-」と題する報告書を取りまとめています。

以下に、「フランス地方団体総合法典の改正(オーディン-サンティニ法)」と「水と衛生のための国際連帯-欧州市民の活動-」の概要を紹介することとします。

なお、翻訳に間違い等があればご容赦いただくとともに、ご指摘いただければ幸いです。

---

(参考) 水道ホットニュース第163-2号(平成21年6月5日) - 抜粋 -

#### 4. 国際的に名高い経験

(2005年2月9日法)

2005年2月9日法-いわゆる「オーディン-サンティニ法(the so-called "Oudin-Santini Law")」は、国際協力の新たな展望をもたらしている。すなわち、フランスの地方自治体及び水機構に対し、彼らが徴収する水に関する料金(訳注:上下水道料金、取水及び排水に係る料金)からの歳入の最高1%を国際協力に使うことを認め、協力の範囲を拡大するものである。

水機構は、制度的性質のもの(例えば、流域組織間の連携)及び連帯活動(水道・衛生におけるフィールドプロジェクト)の両方の国際的な活動を先導し、資金供与を行う。水機構の第9次プログラムでは、2007年から2012年の間に約1億ユーロがこのような方法で使うことができ、水道・衛生プロジェクトに向けた活動に目標を定めることができる。

## 1. フランス地方団体総合法典の改正

「オーディン-サンティニ法」は、正式には「フランス地方団体総合法典」の一部を改正する法律を指すものであり、法案（フランス語原文）は以下を参照されたい。

（法案）<http://www.assemblee-nationale.fr/12/pdf/ta/ta0375.pdf>

以下に、「フランス地方団体総合法典の目次（抜粋）」及び「地方分権型協力の条文」を示す。

（注）以下の翻訳文は、財団法人地方自治体国際化協会の「フランス地方団体総合法典（抄訳）」からの引用である。

[フランス地方団体総合法典（CGCT. 法律部分）]

### ○第1 部 一般規定

#### 第1編

#### 地方分権の一般原則

#### 第1章 地方公共団体の自治行政

#### 第1節 自治行政の原則（L1111-1 条～L1111-7 条）

#### 第2節 地方における決定に対する有権者の参加

#### 第1款 地方レファレンダム（住民投票）

#### 第1目 一般規定（L01112-1条～L01112-7 条）

#### 第2目 有権者への情報提供、投票運動及び投票（L01112-8条～L01112-14条）

#### 第2款 有権者への諮問（L1112-15 条～L1112-22 条）

#### 第3節 実験（L01113-1条～L01113-7条）

#### 第4節 財政自治（L01114-1 条～L01114-4 条）

#### 第5 節 地方分権型協力（L1115-1 条～L1115-7 条）

### ○第5 節 地方分権型協力(coopération décentralisée)

#### L. 1115-1 条

1 地方公共団体とその連合体は、その権限の枠内で、またフランス国の国際的な協約を遵守しつつ、外国の地方公共団体及びその連合体と協定を締結することができる。

2 この種の協定はL. 2131-1 条及びL. 2131-2 条に定められた条件の下に、国務代理官に通告された時点で発効する。L. 2131-6 条の規定はこの種の協定に適用される。

#### L. 1115-1-1 条

上下水道に係る公役務を担うコミューン、コミューン間広域行政組織（公施設法人）及び混成事務組合は、これらの公役務給付のための予算に割り当てられた財源の1%の枠内で、(ア)L. 1115-1 条掲記の協定の範囲内での外国の地方公共団体及びその連合体との協力活動、(イ) それら地方公共団体及びその連合体のための緊急援助活動、並びに(ウ) 上下水道分野の国際連帯活動を行うことができる。

（出典）<http://www.clair.or.jp/j/forum/honyaku/pdf/36.pdf>

## 2. 水と衛生のための国際連帯－欧州市民の活動－

(注) 以下は、「水と衛生のための国際連帯－欧州市民の活動－ (*International Solidarity for Water and Sanitation European citizens take action*)」の概要を仮訳したものである。

(出典)

[http://www.pseau.org/outils/ouvrages/pseau\\_solidarite\\_internationale\\_eau\\_assainissement\\_en.pdf](http://www.pseau.org/outils/ouvrages/pseau_solidarite_internationale_eau_assainissement_en.pdf)

### (1) スペイン

2006年10月、中米で飲料水を利用できないことに起因する経済・社会的な問題に対応するため、水のための同盟を設立するというイニシアティブが打ち出された。「水同盟 (Alianza por el Agua)」は、中米において少なくとも5百万人の人々が水と衛生という基本的なサービスが利用できるよう、様々な資源(財政、政治、情報、研究、技術支援など)を動員・結集するものである。「水同盟 (Alianza por el Agua)」の設立メンバーは、「環境・農村・海洋省」、「外務・協力省」、スペインの「国連ミレニアム目標キャンペーン」、「2008年水博覧会」及び「生態・開発基金 (ECODES)」である。中米においては、「中米環境開発委員会 (CCAD)」の地域代表、「中米統合機構 (SICA)」の一部、中米各国の様々な地域組織を含む100以上の協会・組織が「同盟 (alliance)」に参加している。

一方、株式非公開の市立会社 (private municipal company) である AMVISA (Aguas Municipales de Vitoria-Gasteiz, S.A.) は、ビトリア-ガステイス市 (Vitoria-Gasteiz) 開発協力局と協力している。1991年、ビトリア-ガステイス市の強力な支援により、AMVISA の予算の0.7%を協力活動のために貢献することが決定された。この政治的な動きは、様々な活動の出発点となった。AMVISA と開発協力局の連携の強化、政治的支援、そして、AMVISA 職員の強い意志と技術能力により、課題を解決し、確実な成果を挙げることができた。2007年において、AMVISA は協力プロジェクトに対し13.2万ユーロを提供した。

さらに、バスク自治州政府は、2009年から超過使用水量に対して賦課金を徴収することを決定し、1人1日当たり130リットルを超える水の消費に対して1m<sup>3</sup>当たり6ユーロセントが課されることとなった。2008年7月、バスク州議会は、開発途上国の最貧困の人々の水と衛生の改善を図るため、この賦課金によって発生した収入の5%を充てることを決定した。

(参考1) 「水同盟 (Alianza por el Agua)」のホームページ

<http://www.alianzaporelagua.org/>

(参考2) AMVISA のホームページ

<http://www.amvisa.org/es/html/>

(参考3) ビトリア-ガステイス市のホームページ

<http://www.vitoria-gasteiz.org/>

### (2) フランス

#### 1. 新たな法的枠組み

1992年以来、フランスの地方自治体は、正式な協力協定に調印している「南半球の開発途上国 (the South)」の地方自治体を対象とした開発協力プロジェクトに対して一般財源から融資することが法律で許されている。

2005年に「オーディン-サンティニ法」が施行され、さらに、水と衛生という特定分野の協力活動に対し、地方自治体及び水庁が水と衛生の財源の最大1%まで貢献する(義務ではない)ことが認められることとなった。そして、多くの地方自治体及び6つの水庁が既に法律を実施している。

開発途上国において、フランスの地方自治体はインフラ建設及び人材育成を支援している。2008年において、供与された財政支援総額は17百万ユーロであった。その内訳は、都市が3百万ユーロ、市

議会が3百万ユーロ、水機関（water authorities）が3百万ユーロ、小規模自治体が3百万ユーロ、そして水庁（water agencies）が5百万ユーロとなっている。もし、全ての地方自治体が水と衛生の予算から法律の上限である1%を適用したとすれば、合計120百万ユーロとなる可能性がある。2008年において、当該資金により300プロジェクトの支援がなされた。

## 2. 専門的な NGO

### （水連帯プログラム－pS-Eau : programme Solidarité Eau）

1984年に創設された「pS-Eau」は、フランス及び海外における「水、衛生及び連帯」部門の関係者のネットワークである。その主な役割は、開発途上国における水と衛生を利用できる状況を改善することを目的としたフランスと南半球の開発途上国との間の連帯活動の効果を向上するため、水セクターの関係者の間のネットワーク活動を促進することにある。「pS-Eau」は、2万人のメンバーを有するネットワークであり、技術者、研究者、国民に選ばれた代表（elected officials）、水・衛生セクターの従事者及びNGOが含まれる。

（参考1）「pS-Eau」のホームページ

<http://www.pseau.org/cms/>

### （Eau vive）

「Eau vive」は西アフリカで活動するNGOである。その30年間にわたる手法は、南半球の地域の関係者が自ら発展する原動力となるよう、彼らの能力を開発することにある。

（参考2）「Eau vive」のホームページ

<http://www.eau-vive.org/>

### （Aquassistance 及び Veolia Environment Foundation）

「Aquassistance」は、困難な人々を助けるため、水、環境及び廃棄物処理の分野で時間と専門的知識を自発的に行う従業員で構成される「GDF SUEZ」グループの人道組織（humanitarian association）である。当該組織は、メンバーの技能及び機材という形で支援を行う。グループの従業員メンバーは、国際連帯でのフランスの他の関係者との連携で実施するプロジェクトに貢献するため、彼らの年次休暇から時間を割いている。

「Veolia Environment Foundation」は、フランス及び海外における多くの連帯プロジェクトに資金援助を供与しており、また、Veoliaの500名のボランティア部隊の時間と広範な専門的知識を投入している。

（参考3）「Aquassistance」のホームページ

<http://aquassistance.blogspirit.com/>

## 3. 地方自治体の水のための国際連帯活動

### （グランドリオン共同体）

水と衛生のための国際連帯における関係者の一員となることを意図して、グランドリオン共同体は、ヨハネスブルグでの「持続可能な開発に関する世界首脳会議」の間において、ミレニアム開発目標に貢献するという政治的公約を行った。この目的を達成するため、グランドリオン共同体は連帯を示すための2つのメカニズムを展開している。

#### （1）プロジェクトの資金調達を行うための「水基金（Water Fund）」

グランドリオン共同体及びベオリアウォーター（グランドリオン共同体の代わりに配水を行う会社）は当該基金に貢献している。資金調達されたプロジェクトのため、「グランドリオン共同体」と「南半球の開発途上国の代わりにプロジェクトの管理・実施を担うNGO」の間で、合意書に調印がなされる。

#### （2）地方分権型協力活動

北半球と南半球の地方自治体の間でのノウハウの取り交わしを基礎とした地方分権型協力活動である。グランドリヨン共同体議会は、グランドリヨン共同体と南半球の地方自治体との間で協力協定に調印するかどうかを決定し、当該案件に貢献するための年度予算を定める。現在、グランドリヨン共同体は、レバノン（フランス外務省との協調融資）及びマダガスカル（EU との協調融資）と協力関係にある。

（参考）グランドリヨン共同体のホームページから

<http://www.grandlyon.com/Presenter-un-project-au-Fonds-Eau.3151.0.html>

#### （イルド・フランス水道組合：SEDIF）

イルド・フランス水道組合（SEDIF：Syndicat des Eaux d'Ile-de-France）は、パリ周辺の144市町村（訳注：2011年現在は142市町村）に対する水道水の供給を担っている。SEDIFの管理者は、公共サービスの担い手として、フランス及び海外の最も貧困な人々が水道サービスを利用できるよう支援しなければならないと考えている。2008年においては、水道水使用量1m<sup>3</sup>当たり0.006ユーロを徴収することにより、1.6百万ユーロを調達できた。17年間にわたる連帯活動により、18カ国の225万人の人々に支援を行うため、NGOパートナーとともに300事業を完成させた。

カンボジアにおいては、地元自治体、SEDIF及びNGOであるGRET（訳注：連帯及び国際協力の専門家組織）は、プノンペンから約70kmに位置する人口3,3312人の村である「Pech Changva」において、水道システムを建設するために協力している。

（参考1）SEDIFのホームページ

<http://www.sedif.com/>

（参考2）GRETのホームページ

<http://www.gret.org/>

（文責）センター常務理事兼技監

安藤 茂

---

#### 配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F （財）水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL：[jwrchot@jwrc-net.or.jp](mailto:jwrchot@jwrc-net.or.jp)

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

#### 水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

<http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h22.html>